

奈良県観光キャンペーン業務（外国人観光客向け情報ツール制作分）委託仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、奈良県（以下「甲」という。）が受託事業者（以下「乙」という。）に委託して実施する奈良県観光キャンペーン業務（外国人観光客向け情報ツール制作分）（以下「本件業務」という。）について必要な事項を示したものである。

2 業務の目的

ラグビー国際大会開催や、令和2年のオリンピック・パラリンピック開催などを契機とし、今後更なるインバウンドの観光需要の高まりが想定されることから、欧米豪をはじめとした外国人観光客に向けて、すでに多くの観光客が訪れる奈良公園周辺のみならず、奈良県全域の奥深い魅力を訴求するための情報ツールを制作し、県内での宿泊・滞在の促進、消費の拡大を図る。

3 委託業務内容

以下に掲げる業務を行うこと。

(1) 外国人観光客向け情報ツールの企画・構成

本件業務に関する契約図書及び指示事項を把握し、業務の目的を達成するために効果的な内容を企画・構成すること。なお、コンテンツの具体的な内容については、甲と十分協議の上決定すること。

(2) 外国人観光客向け情報ツールの制作

- ・品名 提案を参考に県で決定します。
- ・サイズ等 B6版フルカラー 120頁以上
ただし、外国人観光客が持ちやすいサイズとして別途提案可。
- ・紙質 マットコート紙
ただし、外国人観光客に訴求できる素材として別途提案可。
- ・言語 英語
- ・部数 10,000部以上
- ・校正回数 文字校正3回、色校正2回
- ・留意事項 奈良に関する深い知識を有するライターによる執筆とすること。
また、執筆者以外のネイティブによる校正を行うこと。

(3) 内容確認用日本語テキストの作成

各ページのテキストの内容について、甲及び掲載施設が内容を確認するための日本語テキストを作成すること。

4 制作にあたっての留意事項

(1) 本件業務を実施するうえで必要な画像については、原則、乙において手配（撮影、購入等）すること。ただし、甲が所有している画像が本件業務の趣旨に合致したものである場合、その画像の利用は妨げない。

(2) 本件業務の遂行にあたり、撮影、画像使用及び掲載許可などの許可申請手続の必要が生じた場合は、原則として、乙の負担により関係機関に対し必要な使用申請手続き等を行うものとする。

なお、申請手続きにあたっては、申請先や申請方法、申請内容等について甲と十分事前協議を行うこととする。

(3) 本件業務の遂行にあたり、甲が過去に制作した観光ガイドブック「Handbook NARA ～All you

need to know～」又は外国語ウェブサイト「The Official Nara Travel Guide」(<https://www.visitnara.com/>)のテキスト及び画像を利用することが望ましい場合、そのテキスト及び画像の利用は妨げない。ただし、情報ツール全体として統一感が失われないよう留意すること。

5 契約期間、納期及び納入場所

(1) 契約期間

契約締結日から令和2年3月19日(木)まで

(2) 成果物

本件業務の成果物は次のとおりとする。

- ・制作した外国人観光客向け情報ツール
- ・制作した外国人観光客向け情報ツールの電子データ(aiデータ、PDFデータ及び原稿データ等)一式
- ・事業実施報告書一式
- ・本件業務で作成した図書のうち必要なもの等、その他必要を認めたもの

(3) 各成果物の納入場所

奈良県観光局観光プロモーション課ほか、海外現地で旅前の旅行者に訴求できる場所など、事業者の提案を参考に県が指定するところ

6 著作権の譲渡等

この契約により作成される成果物の著作権等の取り扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 乙は、成果物の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を、発注者である甲に無償で譲渡するものとする。
- (2) 甲は、著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、本件業務の目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変することができるものとする。
- (3) 乙は、甲の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができないものとする。

7 秘密の遵守

乙は、本件業務実施中に生じる全ての成果品を、甲の許可なく他に公表及び貸与してはならない。また、本件業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。

8 公契約条例に関する遵守事項

本件業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- (1) 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本件業務を適正に履行すること。
- (2) 乙は、業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - (ア) 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額(同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。)以上の賃金(労働基準法(昭和22年法律第49号)第11条に規定する賃金をいう。)の支払を行うこと。
 - (イ) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による被保険者(同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。)の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - (ウ) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による被保険者(同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。)の資格の取得に係る届出を行うこと。

- (エ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
- (オ) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- (3) 乙は、本件業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本件業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

9 その他事項

(1) 再委託について

原則として、本件業務の一部又は全部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ当該作業を完全に履行するために関与するすべての委託先（順次、再委託する場合は最終の委託先まで）を特定し、再委託の内容、そこに含まれる情報、その他再委託先に対する管理方法等を記載した書面を甲に提出し承諾を得た場合はこの限りでない。

(2) 仕様変更

乙は、やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ甲と協議のうえ、承認を得ること。

(3) 情報セキュリティの考え方

本件業務において収集・保有する情報に含まれる個人情報について、その取扱いには細心の注意を払い、個人情報保護法、奈良県個人情報保護条例等関係法令に違反しないこと。

(4) その他

本仕様書に記載されていない事項については、乙は甲の指示に従うこと。

本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、甲と協議すること。